

居宅交流会での連絡事項

平成30年12月18日（火）

あま市 福祉部 高齢福祉課

訪問介護における「生活援助算定の判断と流れ」及び 「生活援助中心型の回数を超える場合の対応」の一連の流れについて

1. 生活援助とは

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について【抜粋】

(平成12年3月17日老計第10号厚生老人保健福祉局福祉計画課長通知)

2 生活援助

生活援助とは、身体介護以外の訪問介護であって、掃除、洗濯、調理などの日常生活の援助(そのために必要な一連の行為を含む)であり、利用者が単身、家族が障害・疾病などのため、本人や家族が家事を行うことが困難な場合に行われるものをいう。(生活援助は、本人の代行的なサービスとして位置づけることができ、仮に、介護等を要する状態が解消されたとしたならば、本人が自身で行うことが基本となる行為であるということができる。)

※ 次のような行為は生活援助の内容に含まれないものであるので留意すること。

- ① 商品の販売・農作業等生業の援助的な行為
- ② 直接、本人の日常生活の援助に属しないと判断される行為

指定訪問介護事業所の事業運営の取り扱いについて

(平成12年11月16日老計第76号厚生老人保健福祉局福祉計画課長通知)

一般的に介護保険の生活援助の範囲に含まれないと考えられる事例

1. 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等

2. 「日常生活の援助」に該当しない行為

(1) 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- 犬の散歩等ペットの世話等

(2) 日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

2. 訪問介護における「生活援助中心型」の条件

生活援助については、単身の世帯に属する利用者又は親族(以下「家族等」という。)と同居している利用者であって、当該家族等の障がい、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われなものをいう。)が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

3. 生活援助中心型の単位を算定する場合

「生活援助中心型」を算定することができる場合として、「利用者が一人暮らしであるか又は家族等が障がい、疾病等のため、利用者家族等が家事を行なうことが困難な場合」とされたが、これは、障がい、疾病のほか、障がい、疾病等がない場合であっても、同様のやむを得ない事情により、家事が困難な場合をいうものであること。

なお、居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置づける場合には、居宅介護サービス計画書に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。

4. 「生活援助算定の判断と流れ」及び「生活援助中心型の回数を超える場合の対応」について

- 別紙1 参照

住宅改修における相見積もりについて

現状：申請手続きを業者が行っているため、相見積もりの提出は難しい。

しかし、住宅改修の依頼業者を1社にすると...

価格が業者の言い値になりやすい。

⇒ 場合によっては、2、3回目の追加工事の際、支給限度額を超えることも。

○利用者にとっては...

- ・早急な対応が必要
- ・信頼できる業者を希望

○行政としては...

- ・適切な価格で必要数の給付を供給
- ・様々な住環境により価格設定できない
(国からの通知が現状ない)

(8月の居宅交流会での説明事項)

ケアマネジャーの皆様には、利用者が住宅改修を希望された場合は、複数の事業者(2事業者以上)から見積もりを取るよう説明をすることを義務付け。



海部地区7市町村の担当者会議において、共通して上記のことを徹底していく

引き続き、利用者への説明をお願いします。